

奈良県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年十月十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町大字宮古四七一―一
〃	吉村 三男	京都市北区新町通鞍馬口下る上清蔵口町一三八
〃	羽山 重則	大和高田市大字西坊城二―一
〃	吉田 義洋	御所市大字玉手四九四
〃	阪田 弘	〃 大字西佐味四八五―一
〃	森田 秀昭	葛城市西辻一五七
〃	木村 佳照	〃 大畑九五―二
〃	吉村 増雄	香芝市北今市七丁目三〇〇―一
〃	中山 保男	北葛城郡広陵町大字百濟一二九六
〃	吉田 進亮	〃 王寺町本町一―一三―八
〃	森本 政弘	高市郡高取町大字観覚寺一四一五
〃	森本 豊	橿原市鳥屋町九―一五
〃	福田 照美	〃 東坊城町五四二―二
〃	辻 一夫	磯城郡田原本町大字法貴寺一六六二―一
〃	福山 臣尾	〃 川西町唐院二五〇
〃	松井 義憲	天理市檜垣町一七六
〃	藏本 純次	〃 庵治町五七四―一
〃	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋二〇一
〃	新谷 登司之	〃 本庄町一七二―六
監事	福井 常夫	奈良市高畑町三六六―一四
〃	森本 俊雄	香芝市下田西四―二〇〇
〃	中西 俊次	桜井市大字芝八三五
〃	川端 誠良	天理市川原城町二六〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町大字宮古四七一―一
〃	吉村 三男	京都市北区新町通鞍馬口下る上清蔵口町一三八
〃	西川 達也	大和高田市磯野町二三―一
〃	上村 孝仁	御所市大字池之内四四四―三
〃	吉川 賀偉	〃 大字多田三四四―一
〃	岡山 正博	葛城市南藤井一〇―一
〃	橋本 佳三	〃 當麻一八六
〃	吉村 増雄	香芝市北今市七丁目三〇〇―一
〃	吉田 耕治	北葛城郡広陵町大字古寺五五一―三
〃	竹島 成佳	〃 上牧町大字上牧一二九二―二
〃	片川 孝一	高市郡高取町大字寺崎八〇三―一
〃	福田 照美	橿原市東坊城町五四二―二
〃	安田 宗義	〃 八九〇―一
〃	島岡 秀次郎	桜井市大字草川九五
〃	古川 信賢	磯城郡三宅町大字但馬四八
〃	松井 義憲	天理市檜垣町一七六
〃	藏本 純次	〃 庵治町五七四―一
〃	宮田 庄一	大和郡山市小南町二三三
〃	吉田 裕史	〃 馬司町一〇五四
監事	吉田 進亮	北葛城郡王寺町本町一―一三一八
〃	池西 一男	天理市勾田町三三三
〃	川端 誠良	〃 川原城町二六〇
〃	宮橋 真二	橿原市今井町四丁目五―五